



佐賀県公報

平成17年
5月25日
(水曜日)
第 12608号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 自衛官二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間

(三二〇・危機管理・広報課) 一

- 自衛官二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等

(三二一・ ") 一

- 特定計量器の定期検査

(三二二・くらしの安全安心課) 二

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

(三二三・長寿社会課) 二

- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定

(三二四・ ") 三

- 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定(三二五・ ") 四

- 漁船損害等補償法に基づく普通損害保険の付保義務発生

(三二六・生産者支援課) 四

公 告

- 農業振興地域の区域の変更

(農山漁村課)

四

- 土地改良区役員の就退任届

(農地整備課)

四

- 土地改良区役員の退任届

(農地整備課)

四

- 土地改良区の定款変更認可

(農地整備課)

四

- 土地改良区の解散認可

(農地整備課)

四

- 県営久留間地区土地改良事業計画変更決定

(農地整備課)

四

- 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施

(公 告) 七

- 随意契約の相手方等の公示

公安委員会事項

- 土地改良事業の工事の完了

(") 六

(") 六

"

(") 六

(総務法制課) 八

- 平成十七年五月十一日付け佐賀県公報第一二六〇二号中訂正

(総務法制課) 八

○ 告 示

●佐賀県告示第三百二十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号) 第百十四条及び第百十八条の規定による男子の二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間は、次のとおりである。

平成十七年五月二十五日

佐賀県知事 古川 康

募集期間 平成十七年五月三十日から同年六月十日まで

●佐賀県告示第三百二十一号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号) 第百十七条及び第百十八条の規定による男子の二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定める。

平成十七年五月二十五日

佐賀県知事 古川 康

試験日時 (筆記試験、口述試験、身体検査)	試験場の位置 野七番地
平成一七年六月一八日	神埼郡三田川町大字立 陸上自衛隊日達原駐屯地

●佐賀県告示第三百二十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所で、次のとおり実施する。

平成十七年五月二十五日

佐賀県知事 古川康

検査区域	対象となる 特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所
小城市	非自動はかり、 分銅及びおもり	平成一七年 七月六日(水)	一〇・〇〇から 一五・〇〇まで	小城市小城公民館
有田町	西有田町	平成一七年 七月七日(木)	"	小城市役所三日月庁舎
"	"	平成一七年 七月八日(金)	"	小城市役所牛津庁舎
"	一〇・三〇から 一五・〇〇まで	平成一七年 七月一一日(月)	"	小城市役所芦刈庁舎
有田町役場	西有田町働く婦人の 家	平成一七年 七月二〇日(水)	小城市役所芦刈庁舎	西有田町働く婦人の 家

●佐賀県告示第三百二十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十七年五月二十五日

佐賀県知事 古川康

(一) 指定年月日 平成十七年五月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一

名 称 有限会社バリアフリーLife
所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 デイサービスひだまり万葉の里
サービスの種類 指定通所介護

所在地 唐津市神集島二千七百八十九番地四十七

指定年月日 平成十七年五月一日

二

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 医療法人謙仁会
所在地 伊万里市二里町八谷搦十三番地五

三

(一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 医療法人謙仁会指定訪問介護事業所
所在地 伊万里市二里町八谷搦十三番地五

四

(一) サービスの種類 指定訪問介護
名 称 医療法人謙仁会
所在地 伊万里市二里町八谷搦十三番地五

三

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人佐賀キリスト教事業団

二

(一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 グループホームシオンの園川上
所在地 佐賀郡大和町大字川上字若林五百八十七番地一

一

(一) サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護
名 称 医療法人社団如水会
所在地 鳥栖市轟木町千五百二十三番地六

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 医療法人社団如水会
所在地 鳥栖市轟木町千五百二十三番地六

(一) 指定年月日	平成十七年五月一日	五	名 称 グループホーム「安心」かみみね
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 三養基郡上峰町大字堤六百二十番地一 サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護	六	所在地 三養基郡上峰町大字堤六百二十番地一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
(一) 指定年月日	平成十七年五月一日	(一)	一 指定年月日 平成十七年五月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 杵島郡白石町大字坂田二百七十五番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(二)	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
(一) 指定年月日	平成十七年五月一日	(一)	名 称 有限会社 C H A N C E
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 伊万里市大坪町字地北乙千五百七十九番地 サービスの種類 指定通所介護	(二)	所在地 三養基郡上峰町坊所二百七十二番地五 事業所の名称及び所在地
(一) 指定年月日	平成十七年五月一日	(一)	名 称 三樹病院居宅介護支援事業所
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 伊万里市大坪町字地北乙千五百七十九番地 サービスの種類 指定通所介護	(二)	所在地 三養基郡上峰町坊所二百七十二番地三 事業所の名称及び所在地
(一) 指定年月日	平成十七年五月一日	(一)	名 称 佐賀県知事 古川 康
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 伊万里市大坪町字地北乙千五百七十九番地 名 称 社会福祉法人花心会	(二)	所在地 伊万里市大坪町字地北乙千五百七十九番地 名 称 社会福祉法人花心会
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	所在地 伊万里市大坪町字地北乙千五百七十九番地 名 称 短期入所生活介護グランパランいまり	(三)	所在地 伊万里市大坪町字地北乙千五百七十九番地 サービスの種類 指定短期入所生活介護

●佐賀県告示第三百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年五月二十五日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十七年五月一日
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 有限会社 C H A N C E

三 事業所の名称及び所在地
所在地 三養基郡上峰町坊所二百七十二番地五
事業所の名称及び所在地
所在地 三養基郡上峰町坊所二百七十二番地三
事業所の名称及び所在地

●佐賀県告示第三百二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項に規定する指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成十七年五月二十五日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十七年五月一日
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人花心会

所在地 伊万里市大坪町字地北乙千五百七十九番地

三 施設の名称及び所在地
所在地 伊万里市大坪町字地北乙千五百七十九番地
名 称 社会福祉法人花心会介護老人福祉施設グランパランいまり

所在地 伊万里市大坪町字地北乙千五百七十九番地

●佐賀県知事標印に付

漁船損害等補償法（昭和17年法律第118号）第51条の11項の規定による届出を検査した結果、次の加入区にてこの回迄第51条第1項の規定による回意があつたものと認めた。

平成十七年五月二十日

佐賀県知事 古川 康

加入区
鎮西町加入区

○付

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、小城市的農業振興地域の区域は、次に掲げる区域を統合したものに変更する。
なお、関係図面は、佐賀県県土づくり本部農山漁村課及び小城市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年5月25日

佐賀県知事 古川 康

- 1 昭和46年3月19日付けで公告の小城町に係る農業振興地域の区域
- 2 昭和58年5月6日付けで公告の三日月町に係る農業振興地域の区域
- 3 昭和48年3月31日付けで公告の牛津町に係る農業振興地域の区域
- 4 昭和48年3月31日付けで公告の芦刈町に係る農業振興地域の区域

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浜東部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があつた。

平成17年5月25日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	竹下 久男	鹿島市浜町甲4528番地イ	平成17年3月31日退任
"	原尾 信之	" " 乙2711番地1	"
"	中野 辰秋	" " 甲2605番地	"
"	竹下 健次	" " 甲1503番地	"
"	池田 國廣	" " 甲799番地	"
"	乘田 正春	古枝甲154番地	"
監事	光武 清	浜町甲4104番地	"
"	寺岡 幸雄	" " 甲1498番地イ	"
理事	針尾 春美	" " 1252番地2	平成17年4月1日就任
"	三ヶ島政廣	" " 甲3361番地1	"
"	峰松 作吉	" " 甲4555番地	"
"	池田 國廣	" " 甲799番地	"
"	坂本 達美	" 古枝甲406番地	"
監事	松尾 一雄	浜町甲2599番地2	"
"	竹下 健次	" " 甲1503番地	"

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鹿島市浜町から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があつた。

平成17年5月25日

佐賀県知事 古川 康

" 小柳 義文	" " 甲4436番地 1	"
" 峰松 作吉	" " 甲4555番地	"
" 池田 好春	" " 甲789番地	"
" 小池 次男	" " 652番地 2	"
" 坂本 虎作	" 古枝甲150番地 2	"
" 栗 芳満	" 大字音成丙1636番地	"
" 石橋 清之	" " 丙1430番地	"
" 馬場 萬次	" " 丙 1 番地 1	"
" 馬場 政弘	" 大字納富分1338番地	"
監事 熊本 博一	" 浜町甲4128番地 1	"
" 平 政秋	" " 1331番地	"
" 松本 克巳	" " 919番地	"
理事 針尾 忍	" " 乙2582番地	平成17年4月1日就任
" 松本 哲郎	" " 甲4091番地	"
" 原田 敏治	" " 甲4456番地 1	"
" 池田 好春	" " 甲789番地	"
" 松本 克巳	" " 919番地	"
" 小池 次男	" " 652番地 2	"
" 乗田 喜信	" 古枝甲349番地 1	"
" 松本 尊裕	" 大字音成丙1332番地 4	"
" 馬場 萬次	" " 丙 1 番地 1	"
" 小池 常信	" 大字納富分甲226番地	"
監事 小柳 義文	" 浜町甲4436番地 1	"
" 萩原 岩男	" " 甲4042番地 3	"
" 平 政秋	" " 1331番地	"

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	野田 易記	藤津郡太良町大字大浦乙1469番地	平成17年3月31日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成17年5月17日有明町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年5月25日

佐賀県知事 古川 康
佐賀県知事 古川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成17年5月17日北多良土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年5月25日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、平成17年5月17日牛津東部土地改良区の解散を認可した。

平成17年5月25日

佐賀県知事 古川 康

県営土地改良事業（一般農道整備）久留間地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり総覽に供します。
なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事

平成17年5月25日(水)

報公賀佐

に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年7月7日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成17年5月25日

佐賀県知事 古川康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（一般農道整備）久留間地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年5月26日から平成17年6月22日まで

3 縦覧の場所
大和町役場

七山村長 江口 利安から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2水施設整備) 池原地区の工事が平成17年3月21日完了した旨届出があった。

平成17年5月25日

七山村長 江口 利安から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2水施設整備) 池原地区の工事が平成17年3月21日完了した旨届出があった。

平成17年5月25日

佐賀県知事 古川康

県営土地改良事業（ため池等整備）深浦下地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次とおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年7月7日までに佐賀県武雄農林事務所（郵便番号843-0023 武雄市武雄町昭和265番地）に提出してください。

平成17年5月25日

佐賀県知事 古川康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備）深浦下地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年5月26日から平成17年6月22日まで

七山村長 江口 利安から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2水施設整備) 池原地区の工事が平成17年3月21日完了した旨届出があった。

平成17年5月25日

七山村長 江口 利安から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2水施設整備) 池原地区の工事が平成17年3月21日完了した旨届出があった。

平成17年5月25日

佐賀県知事 古川康

佐賀県経営支援本部総務法制課長 土屋清史

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。
平成17年5月25日
収支等命令者

1 特定役務の名称及び数量
インターネット利用による行財政情報サービス 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
佐賀県経営支援本部総務法制課

3 隨意契約の相手方を決定した日
平成17年4月1日

4 隨意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社時事通信社 代表取締役社長 榊原 潤	3 株式会社かわでん研修施設
(2) 住所 東京都中央区銀座五丁目15番8号	3 受講対象者
5 隨意契約に係る契約金額 36,117,900円（消費税及び地方消費税を含む。）	3 (1) 警備員指導教育責任者講習は、受講申込日において次のいずれかに該当する者を対象として行います。 ア 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者
6 契約の相手方を決定した手続 随意契約	4 ヴ 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの
7 隨意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号による。	4 (2) 機械警備業務管理者講習については、受講対象者に制限はありません。
	4 受講定員 (1) 警備員指導教育責任者講習 30人（予定） (2) 機械警備業務管理者講習 30人（予定）
平成17年5月25日 佐賀県公安委員会 委員長 藤 寛	5 申込期間、申込先等 (1) 申込期間 ア 警備員指導教育責任者講習 平成17年6月13日（月曜日）から平成17年6月24日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで。ただし、この期間の土曜日及び日曜日は除きます。 イ 機械警備業務管理者講習 平成17年6月20日（月曜日）から平成17年7月1日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで。ただし、この期間の土曜日及び日曜日は除きます。
1 講習の種別及び期日 (1) 警備員指導教育責任者講習 平成17年7月11日（月曜日）から平成17年7月15日（金曜日）までの5日間（各日とも午前9時から午後5時まで） (2) 機械警備業務管理者講習 平成17年7月20日（水曜日）から平成17年7月22日（金曜日）までの3日間（各日とも午前9時から午後5時まで） 2 実施場所 佐賀県佐賀郡大和町大字川上4583番地1	

(2) 申込先

佐賀県内の各警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
なお、郵送による申込みは受け付けません。

6 申込手続

- (1) 受講しようとする講習の受講申込書2通に必要事項を記入のうえ、写真(受講申込み前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、無背景で、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの)をそれぞれ裏付け、申込先に提出してください。
- (2) 警備員指導教育責任者講習の受講申込みについては、3の(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次に掲げる書類を2通の受講申込書それぞれに添付してください。

ア 3の(1)のアに該当する者

警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 3の(1)のイに該当する者

検定規則第1条第2項に規定する1級検定に係る合格証の写し

ウ 3の(1)のウに該当する者

検定規則第1条第2項に規定する2級検定に係る合格証の写し及び警

備業務従事証明書

7 講習の手数料の額、納付方法等

- (1) 講習の手数料は、警備員指導教育責任者講習は37,000円、機械警備業務管理者講習は38,000円です。

- (2) 手数料は、講習の初日に佐賀県収入証紙により納付してください。
なお、いったん納付された手数料は、講習を受けなかった場合でも返還はできません。

8 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会(佐賀市松原一丁目1番1号)に

委託して行います。

9 その他

(1) 持参する物

講習を受ける際は、筆記具及びノート類を持参してください。

(2) 問い合わせ先

その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課(電話代表0952-24-1111 内線3033)に問い合わせてください。

○ 出 署

平成十七年五月廿一日付佐賀県公報第111号〇1印出

眞	謄	伝	職
4	ト設	ねふふ十一に四	證付した。
			證付した。